

歯科医師臨床研修必修化に向けた体制整備に関する検討会 報告書
(概要)

現行制度と新制度との変更点(案)

歯科医師臨床研修必修化に係る歯科医師法及び医療法上の変更点

現 行

努力義務

(歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項)

歯科医師は、免許を受けた後も、1 年以上大学若しくは大学の歯学部若しくは医学部の附属施設である病院（歯科医業を行わないものを除く。）又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所において、臨床研修を行うように努めるものとする。

専念規定

規定無し

修了後の手続き

(歯科医師法第 16 条の 3)

臨床研修を行う病院の長は、臨床研修を行った者があるときは、当該臨床研修を行った旨を厚生労働大臣に報告する。

開設許可

(医療法第 7 条第 1 項)

歯科医師でない者が診療所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事等の許可を受けなければならない。

病院等の管理者

(医療法第 10 条第 1 項)

病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が歯科医業をなすものである場合は、歯科医師に管理させなければならない。

平成 18 年 4 月 1 日以降

必修化

(歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項)

診療に従事しようとする歯科医師は、1 年以上、歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所において、臨床研修を受けなければならない。

専念規定

(歯科医師法第 16 条の 3)

臨床研修を受けている歯科医師は、臨床研修に専念し、その資質の向上を図るように努めなければならない。

修了後の手続き

(歯科医師法第 16 条の 4)

厚生労働大臣は、臨床研修を修了した者について、その申請により臨床研修を修了した旨を 歯科医籍に登録するとともに、臨床研修修了登録証を交付する。

開設許可

(医療法第 7 条第 1 項)

臨床研修修了歯科医師でない者が診療所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事等の許可を受けなければならない。

病院等の管理者

(医療法第 10 条第 1 項)

病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が歯科医業をなすものである場合は、臨床研修修了歯科医師に管理させなければならない。

臨床研修施設の名称の変更

現 行	平成 1 8 年 4 月 1 日以降
単独研修施設	単独型臨床研修施設
複合研修施設	複合型臨床研修施設群
複合研修方式の主たる施設	管理型臨床研修施設
複合研修方式の従たる施設	協力型臨床研修施設
	研修協力施設(新たに位置づけ・登録のみ)

複合研修方式の変更

現 行

主たる施設

病院のみ
1 施設
8 ヶ月

従たる施設

病院・診療所
1 施設
4 ヶ月

(位置付け無し 新規規定)

指 定

主たる施設 - 従たる施設 ペアで指定

平成 1 8 年 4 月 1 日以降

管理型臨床研修施設

病院・診療所
1 施設
連続した 3 ヶ月以上 (3 ヶ月を超える期間については 1 ヶ月を単位として連続しなくても良い)

協力型臨床研修施設

病院・診療所
1 ~ 3 施設
連続した 3 ヶ月以上

研修協力施設

病院、診療所、保健所、社会福祉施設、介護老人保健施設、へき地・離島診療所等
施設数の制限無し
合計 1 ヶ月以内

指 定

複合型臨床研修施設群として指定

管理型 { 協力型
協力型
・
・
・

臨床研修施設の指定基準 単独型臨床研修施設

現 行

・常に勤務する歯科医師が3人以上であり、指導歯科医を常勤で置くこと。なお、「常に勤務する歯科医師」とは、非常勤歯科医師も含め当該施設で定めた歯科医師の勤務時間のすべてを勤務する歯科医師をいう。

・医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の11第1項第2号に掲げる歯科又は歯科口腔外科を標榜していること。

・当該医療機関の開設歴が3年以上であること。

・研修プログラムの管理及び評価を行うため、臨床研修全体についての研修責任者及び研修委員会を置いていること。
（研修プログラムに関する基準）

・歯科診療補助に従事する歯科衛生士又は看護師（准看護師を含む。以下「歯科衛生士等」という。）が適当数（おおむね常に勤務する歯科医師と同数）確保されていること。なお、歯科衛生士等の数の算定に当たっては、非常勤の者は、当該施設の定めた歯科衛生士等の勤務時間により常勤換算し、算入することとする。

（現行規定無し 新規項目）
歯科衛生士の配置の必須化

（現行規定無し 新規項目）
入院症例の研修体制

（現行規定無し 新規項目）
医療安全のための体制

平成18年4月1日以降

・ ←

・ ←

・ ←

・研修管理委員会を設置し、研修プログラム及び研修歯科医の管理、評価等を行っていること。

・研修プログラム責任者を置いていること。

・ ←

・歯科保健指導・予防処置を行う歯科衛生士が適当数確保されていること。

・入院症例の研修が実施できること。病床を有さない診療所においては、入院症例の研修体制が確保されていること。

・医療安全のための体制が整備されていること。

・ 歯科主要設備を保有し、研修歯科医の診療台が確保されていること。

・ 臨床研修に必要な図書及び雑誌の整備、病歴管理等が十分に行われていること。

（現行規定無し 新規項目）
診療所が指定を受けるための要件

・ ←

・ ←

・ 病床を有さない診療所においては、複合型臨床研修施設群の協力型臨床研修施設（又は複合研修方式の従たる施設）として指定を受けており、原則として2年以上連続して臨床研修の実績があること。

臨床研修施設の指定基準 管理型臨床研修施設

現 行

・常に勤務する歯科医師が3人以上であり、指導歯科医を常勤で置くこと。なお、「常に勤務する歯科医師」とは、非常勤歯科医師も含め当該施設で定めた歯科医師の勤務時間のすべてを勤務する歯科医師をいう。

・医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の11第1項第2号に掲げる歯科又は歯科口腔外科を標榜していること。

・当該医療機関の開設歴が3年以上であること。

・研修プログラムの管理及び評価を行うため、臨床研修全体についての研修責任者及び研修委員会を置いていること。
（研修プログラムに関する基準）

・歯科診療補助に従事する歯科衛生士又は看護師（准看護師を含む。以下「歯科衛生士等」という。）が適当数（おおむね常に勤務する歯科医師と同数）確保されていること。なお、歯科衛生士等の数の算定に当たっては、非常勤の者は、当該施設の定めた歯科衛生士等の勤務時間により常勤換算し、算入することとする。

（現行規定無し 新規項目）
歯科衛生士の配置の必須化

（現行規定無し 新規項目）
入院症例の研修体制

（現行規定無し 新規項目）
医療安全のための体制

平成18年4月1日以降

・常に勤務する歯科医師が2人以上であり、指導歯科医を常勤で置くこと。なお、「常に勤務する歯科医師」とは、非常勤歯科医師も含め当該施設で定めた歯科医師の勤務時間のすべてを勤務する歯科医師をいう。

・ ←

・ ←

・研修管理委員会を設置し、研修プログラム及び研修歯科医の管理、評価等を行っていること。

・研修プログラム責任者を置いていること。

・ ←

・歯科保健指導・予防処置を行う歯科衛生士が適当数確保されていること。

・入院症例の研修が実施できること。病床を有さない診療所においては、入院症例の研修体制が確保されていること。

・医療安全のための体制が整備されていること。

・ 歯科主要設備を保有し、研修歯科医の診療台が確保されていること。

・ 臨床研修に必要な図書及び雑誌の整備、病歴管理等が十分に行われていること。

（現行規定無し 新規項目）
診療所が指定を受けるための要件

・ ←

・ ←

・ 病床を有さない診療所においては、複合型臨床研修施設群の協力型臨床研修施設（又は複合研修方式の従たる施設）として指定を受けており、原則として2年以上連続して臨床研修の実績があること。

臨床研修施設の指定基準 協力型臨床研修施設

現 行

・常に勤務する歯科医師が2人以上であり、指導歯科医を常勤で置くこと。なお、「常に勤務する歯科医師」とは、非常勤歯科医師も含め当該施設で定めた歯科医師の勤務時間のすべてを勤務する歯科医師をいう。

・医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の11第1項第2号に掲げる歯科又は歯科口腔外科を標榜していること。

・当該医療機関の開設歴が3年以上であること。

・歯科診療補助に従事する歯科衛生士又は看護師（准看護師を含む。以下「歯科衛生士等」という。）が適当数（おおむね常に勤務する歯科医師と同数）確保されていること。なお、歯科衛生士等の数の算定に当たっては、非常勤の者は、当該施設の定めた歯科衛生士等の勤務時間により常勤換算し、算入することとする。

（現行規定無し 新規項目）
歯科衛生士の配置の必須化

（現行規定無し 新規項目）
医療安全のための体制

・歯科主要設備を保有し、研修歯科医の診療台が確保されていること。

・臨床研修に必要な図書及び雑誌の整備、病歴管理等が十分に行われていること。

平成18年4月1日以降

・ ←

・ ←

・ ←

・ ←

・歯科保健指導・予防処置を行う歯科衛生士が適当数確保されていること。

・医療安全のための体制が整備されていること。

・ ←

・ ←

指導歯科医の資格要件

現 行

次のア及びイの条件に該当し、かつウ、エ、オのいずれかの条件を満たしていることが望ましいものであること。

ア 一般歯科診療についての的確に指導し、適正に評価が行えること。

イ 臨床経験年数が原則 10 年程度あること。

ウ 歯科医育機関での臨床教員歴を 3 年以上有すること。

エ 指導歯科医講習会（財団法人歯科医療研修振興財団主催）を受講していること。

オ 日本歯科医学会分科会の認定医であること。

平成 18 年 4 月 1 日以降

一般歯科診療についての的確に指導し、適正に評価を行うことができ、以下のいずれかの条件に該当すること。指導歯科医は、臨床研修指導のための研鑽を続けなければならないこと。なお、臨床経験年数には、臨床研修期間を含むこと。

(1) 7 年以上の臨床経験

指導歯科医講習会の受講

都道府県歯科医師会会長の推薦があることが望ましい

(2) 5 年以上の臨床経験

日本歯科医学会分科会の認定医・専門医
指導歯科医講習会の受講

(3) 大学又は大学の歯学部若しくは医学部の
附属施設である病院においては、

5 年以上の臨床経験

当該病院に所属

当該病院長が発行した臨床指導経歴を示す教育評価及び業績証明書を有すること